

令和6年2月7日
教育民生委員会協議会 資料②
福祉子ども部 障害福祉室

名張市障害者福祉計画

第六次 (案)

【 概 要 】

令和6年 月

名張市

目次

1. 計画の概要（策定の目的、位置付け、期間等）

(1) 策定の目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の期間	3

2. 計画の基本的考え方

(1) 基本理念	4
(2) 基本目標	4
(3) 重点施策	4

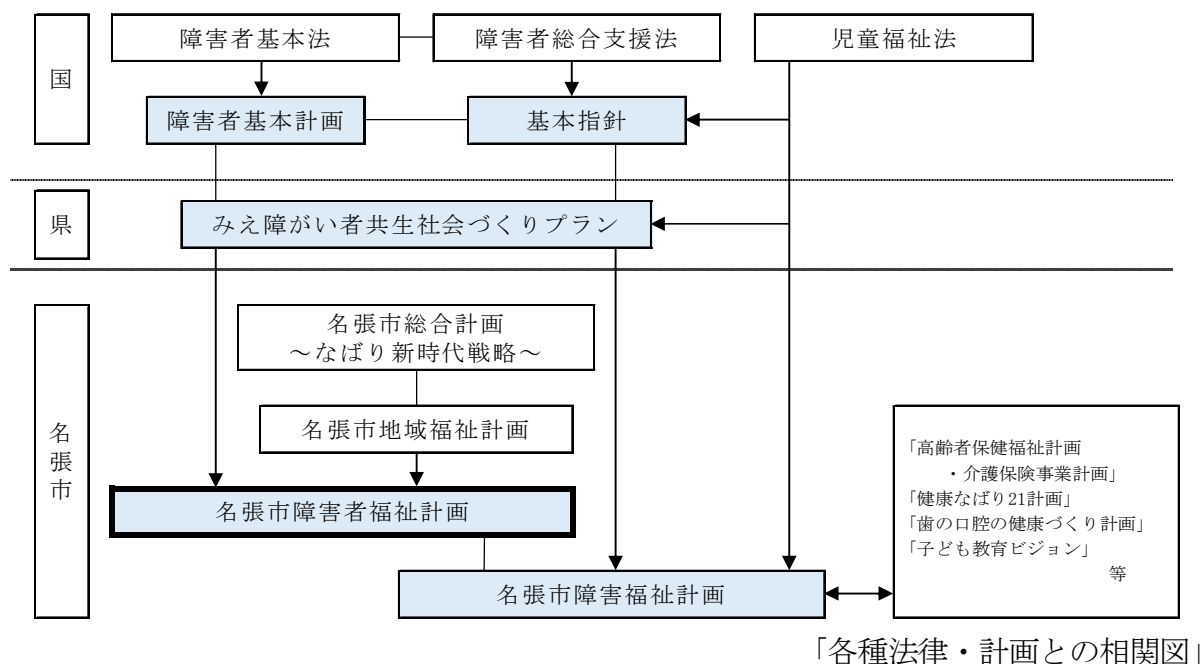
3. 施策の展開

(1) 啓発と交流の促進	5
(2) 福祉サービスの充実	6
(3) 雇用・就労の充実	7
(4) 育成・教育の充実	8
(5) 生活環境の整備	9
(6) 保健・医療の充実	10
(7) スポーツ・文化芸術活動の充実	11
(8) 推進基盤の整備	12

1. 計画の概要（策定の目的、位置付け、期間等）

(1) 策定の目的

第六次名張市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、国の第5次障害者基本計画、県のみえ障がい者共生社会づくりプランを基本とする中で、名張市総合計画及び第4次名張市地域福祉計画に即し、本市の障害者を取り巻く状況等を把握した上で、第五次名張市障害者福祉計画を見直し、本市における障害者施策の更なる推進に取り組むため、策定するものです。

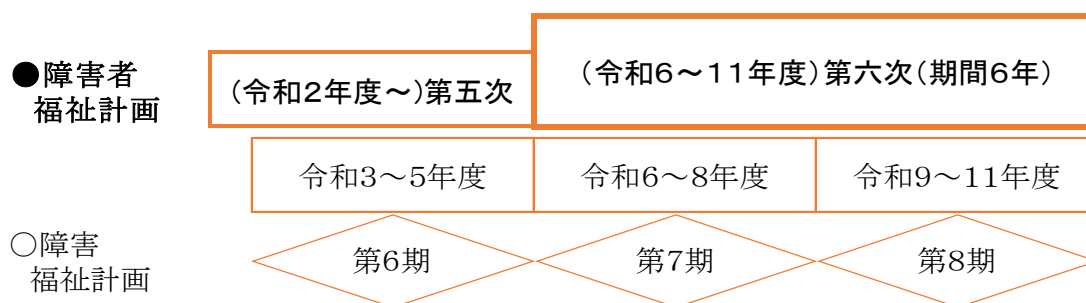


(2) 計画の位置付け

本市における障害者福祉施策の基本方向を定める総合的な計画として位置付けるものです。

(3) 計画の期間

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間です。



「第六次名張市障害者福祉計画の計画期間」

2. 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

国や県の計画との整合性を図りながら、ライフステージの全ての段階において基本的人権の回復を目指す考え方（全人間的復権）と、障害のある人もない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働くインクルーシブ社会を目指すことを基本理念としています。このような基本理念の下、人と人々が支え合う地域共生社会の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりを図りながら、障害者が自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、社会的障壁の除去に努めるとともに、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指します。

(2) 基本目標

本計画では、名張市総合計画の基本構想を踏まえ、「障害者の自立と社会参加をささえます」を基本目標とします。具体的には、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、農福連携の取組や就労支援、障害者の理解促進に向けた取組を進めます。あわせて、障害者が生活する上でのニーズが複雑化、多様化していることから、分野を超えた様々な機関との連携により支援の充実を図り、障害者を含めた様々な人が生きがいを持って社会参加ができる仕組みづくりを進めます。

(3) 重点施策

基本目標を達成するために名張市総合計画に基づいた、三つの重点施策を推進します。

- ①障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。
- ②共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。
- ③障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

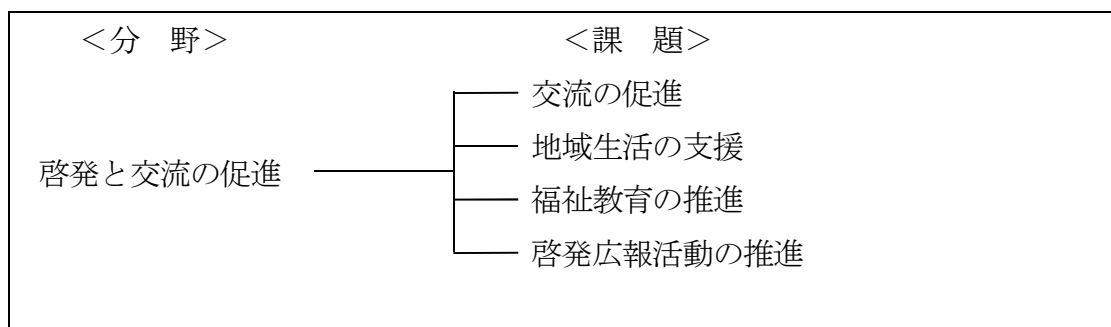
3. 施策の展開

本計画では、計画の基本目標、計画の重点施策を柱として、以下の八つの基本分野について、それぞれの課題を設定し、その課題に対して新たな目標を加えながら取組を推進します。内容としては、国の第5次障害者基本計画の中での新たな視点である、誰一人取り残さない「SDGs」や、より一層重点化された、障害のある人もない人も共に暮らす「インクルーシブ社会」の更なる推進を目標に盛り込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等社会を取り巻く情勢が変化する中で、本市においても貧困、孤立化、ひきこもり等複合的な課題を抱えている方が増加傾向にあり、障害者本人や成人市民等への意識調査結果や、職員や支援者等が日常の中で実際に聞き取った内容等を名張市障害者施策推進協議会に報告し、その中でいただいた意見を計画に反映しています。

以下に、各分野に対して特に注力して取り組む施策の目標を記載します。

(1) 啓発と交流の促進



【現状と課題】

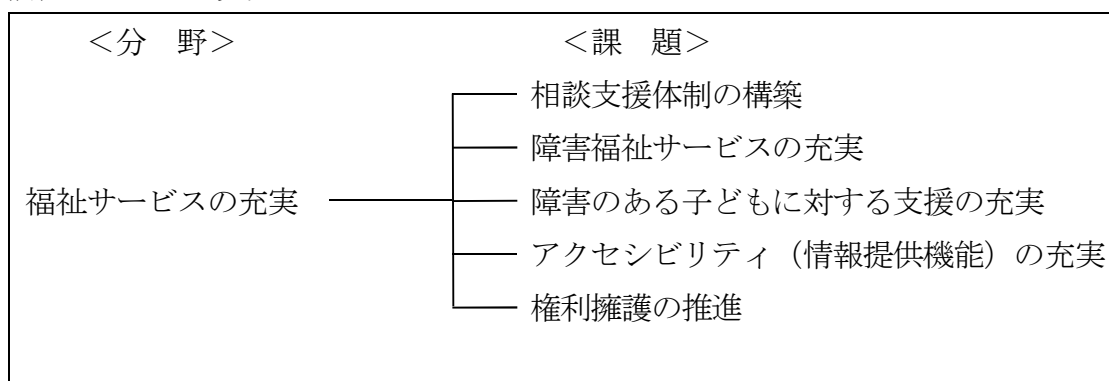
これまでに講演会等の啓発を目的とした取組やイベント、スポーツ大会等の交流を目的とした取組を実施してきましたが、今後も継続的に進めるに当たり、障害の有無や年齢によって参加者層に偏りがあるため、より幅広い交流の機会づくりに努める必要があります。

【施策の目標】

昨年度実施した映画会や軽トラ市等を分析した結果を基に、障害及び障害者理解を深め、障害のある方もない方も相互に理解が深められるための更なる取組を推進します。

また、障害者手帳の取得数が増加傾向にあり、病院や入所施設からの地域移行を進める中においては、支援機関のみならず、地域住民による見守りや支え合いは不可欠であるため、地域全体としての取組を進めます。

(2) 福祉サービスの充実



【現状と課題】

基幹相談支援センターを設置し、計画相談事業所や障害福祉サービスを担う各事業所と連携して相談に対応しています。また、高齢・障害・児童・困窮・保健・教育等、庁内の各部署、地域のまちな保健室や民生委員・児童委員等の関係機関等と連携を図りながら、包括的な相談や支援を行い、課題の解決を図っています（地域福祉教育総合支援ネットワーク）。近年、貧困、孤立化、ひきこもり等複合的な課題を抱えている人が増加傾向にあるため、関係機関相互の連携を強化し、課題解決に向けての体制を構築することが求められます。

また、障害のある方の権利を守る（権利擁護）ため、金銭管理や選挙等の意思決定の場面で更なる人材育成や環境整備の充実が求められます。

昨今、手話をきっかけとして障害者への情報保障についての関心が高まっており、手話通訳者や要約筆記者等の養成や様々な媒体を活用した情報提供の充実が求められます。

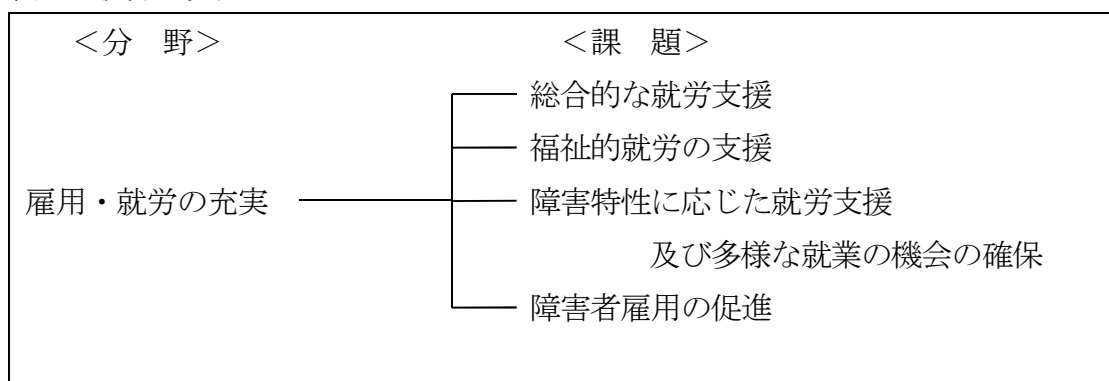
【施策の目標】

障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことができるよう、相談支援及び福祉サービスの充実を図ります。障害者のライフステージに応じた総合的な福祉サービスの提供及び充実のため、保健や医療、福祉をはじめとする関係分野との連携を強化します。

障害者差別解消法で、障害者に対する行政サービス等における配慮が求められている中、2016（平成28）年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領に基づき、市職員の障害に対する理解を深めるとともに、窓口業務等における配慮を引き続き行います。

手話奉仕員養成講座や点訳奉仕員養成講座等を通じて人材確保に努め、市としてもアクセシビリティ（情報提供機能）の充実を図ります。

(3) 雇用・就労の充実



【現状と課題】

本市において、福祉的就労の需要は高い一方で、就労継続支援B型事業所の利用が長期化している現状があり、一般就労や就労継続支援A型事業所への移行が難しいことが課題です。

また、障害者雇用の促進を図るため、就労受入先に対する支援や環境整備について、名張市障害者人材センターを軸に関係機関と連携して検討しています。

国の第5次障害者基本計画において、施策の各論が「福祉的就労の底上げ」から「一般就労が困難な障害者に対する支援」へと改訂されていることから、福祉的就労への継続的支援に加え、一般就労に向けた更なる支援が求められています。

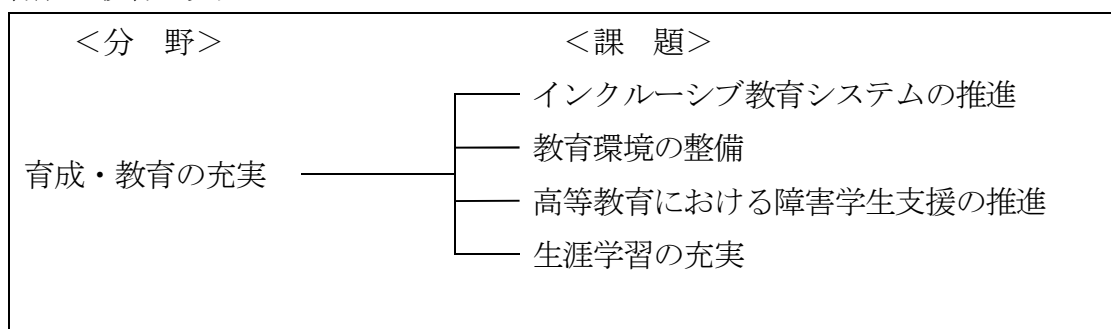
【施策の目標】

障害者が各々の働く能力や個性を生かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指すため、福祉的就労の支援を継続的に推進するとともに、就労継続支援等の支援の充実を図り、一般雇用に向けた支援を促進します。

一般就労が困難な障害者が、就労支援事業所等でそれぞれの適性に応じた作業指導や生活指導による一般就労への定着に向けた準備を行うことは、社会参加の喜びや生きがいを得ることにつながるため、障害者と事業所に寄り添い支援します。

一方で、企業に対しては、障害者に対する理解を更に深めていただくため、障害者雇用についての啓発を行います。

(4) 育成・教育の充実



【現状と課題】

障害の有無に関わらず、地域で共に育ち合う保育と、共に学び合う教育の推進に努めています。

また、特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校と小中学校との交流を実施しています。

近年、地域の高校やその保護者からの就労に関する相談が増えており、関係機関と連携しながら、一般就労から障害福祉サービス利用まで多様な進路への支援を行っていますが、今後もこのような相談件数の増加が見込まれることから柔軟な対応が求められます。

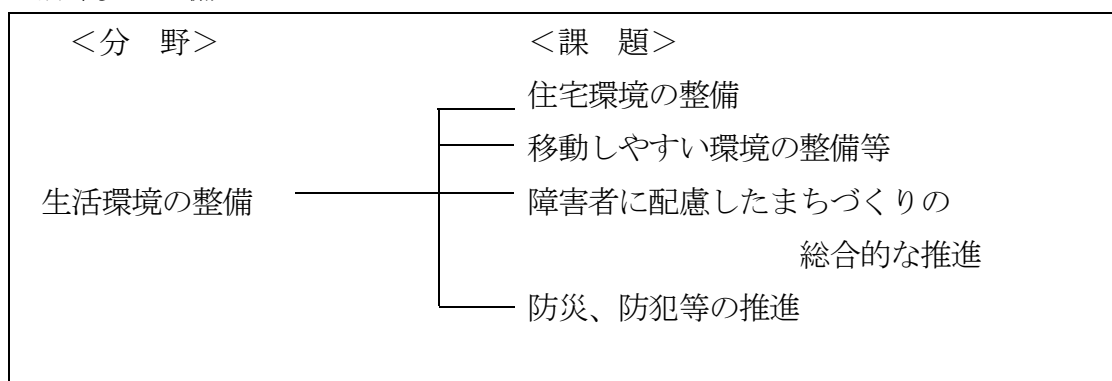
【施策の目標】

障害者の自立と社会参加を促進するためには、早期から一人ひとりの障害の状況や特性等に応じた適切な育成・教育を行う必要があります。本分野では、ノーマライゼーションの理念に基づいた、共に生きる社会の実現に向けて、共に育ち共に学ぶ教育の展開を図ります。

幼少期から地域や学校等の場において、障害者や障害児とふれあい、交流する等、共に育ち、学び合うインクルーシブ教育等の教育環境の更なる推進を目指します。

また、新たに高等教育における障害学生支援について、卒業後の進路を確保するため、障害者雇用等の就労支援の充実に向けた取組を進めます。

(5) 生活環境の整備



【現状と課題】

2016（平成28）年に名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例、2017（平成29）年に手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例を制定し、障害者の社会参加や障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進に努めています。

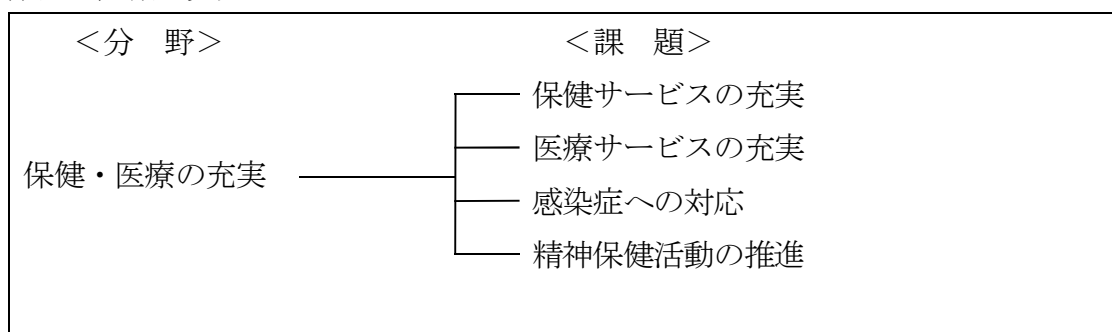
また、障害者本人を対象とした意識調査の中での「災害が発生した時の心配事」という設問について、「わからない」との回答が多く占めている中、障害者や高齢者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、充実させていくとともに、災害時に必要となる知識や備えについての情報を分かりやすく啓発していく必要性があります。

【施策の目標】

障害者の自立と社会参加が可能となる地域社会にしていくために、建物や道路等におけるバリアフリー化（物理的障壁の除去）に加えて、全ての方が安心して外出できる環境の整備を進めます。本分野では、ソフト、ハードのバランスが整った施策を推進します。さらに、生活環境の整備を図るとともに、防災対策に係る取組を進め、障害者が気軽に外出でき、暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、国の基本計画に、住宅環境や移動しやすい環境の整備等、全体的な生活環境の整備の推進とともに、防災に向けた取組として避難行動要支援者名簿を活用した避難支援が定められており、今後、個別避難計画の作成を進めます。

(6) 保健・医療の充実



【現状と課題】

特定健診やがん検診、歯周疾患検診を実施し、生活習慣病予防重点プロジェクトを推進していますが、社会全体が高齢化する中、障害者の高齢化による障害の重度化予防や生活習慣病予防が今後特に重要となります。

また、精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、医療・福祉・住まい等包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す「伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会精神障がい地域包括ケアシステムワーキング」を定期的で開催しています。地域で安心して自分らしく生活するための障害福祉サービスの充実と共に障害者の方やその家族のニーズに対応した相談体制を整えることが必要です。

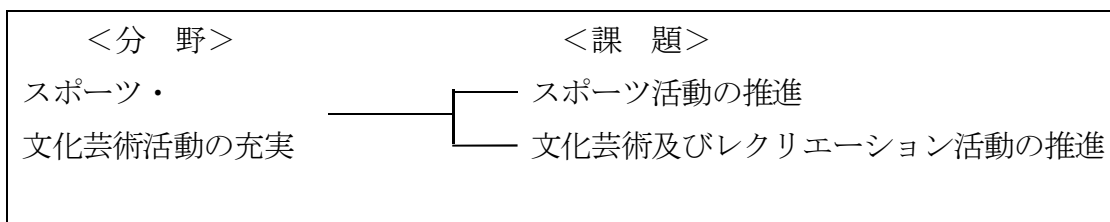
【施策の目標】

少子高齢化社会が今後も進んでいくことが予想されることから、保健・医療・福祉との連携を強め、乳幼児期から切れ目のない支援を強化し、成人期には特定健診をはじめとして疾病予防・健康づくりの充実を図ります。

より一層の地域医療の充実を図るとともに、医療情報や自立支援医療をはじめとした福祉サービスの情報の提供やかかりつけ医を持つことの啓発に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大という社会情勢の大きな変化から、感染症への対策や発生時の対応について必要な支援に努めるとともに、国の第5次障害者基本計画で精神障害者の方の地域包括ケアシステムの構築が引き続き定められていることから、伊賀圏域における会議で検討を進め、地域移行支援等の充実に努めます。

(7) スポーツ・文化芸術活動の充実



【現状と課題】

県主催の障害者スポーツ大会に、全国大会への派遣選手の選考会も兼ねて、本市からも選手が出場しています。新型コロナウイルス感染症の影響により2021（令和3）年に計画された三重とこわか大会（全国障害者スポーツ大会）は、2022（令和4）年に延期されましたが、国内で新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず中止となりました。

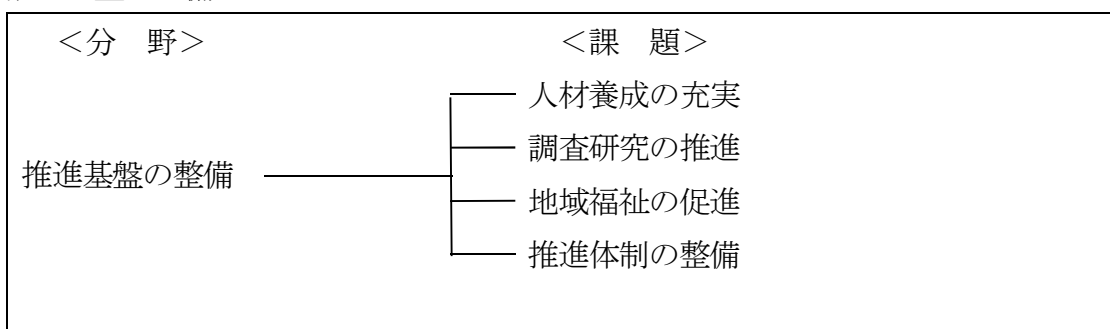
また、障害者による文化芸術活動においては、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない等の様々な課題もあります。

【施策の目標】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、スポーツ大会や芸術文化祭等の各種行事が縮小傾向にありましたが、今後、障害の有無にかかわらず参加できる取組の推進を目指します。

また、スポーツ・文化芸術活動としては、例年、障害者スポーツ大会、障害者作品展を行い、障害者の社会参加を推進しています。意識調査結果では、今後参加したい活動について、旅行のほか、趣味の活動という回答がありました。今後も、障害者と市民が交流できるよう様々なスポーツ、文化イベントに気軽に参加できる環境づくりを目指すとともに障害者のスポーツ・文化芸術活動の裾野の拡大を進めていきます。

(8) 推進基盤の整備



【現状と課題】

名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会において、人材育成のための事業所間の情報共有や研修等を実施しています。

また、地域づくり組織を中心に地域に合った福祉のまちづくりを進めており、各地域で民生委員・児童委員や地域づくり組織、ボランティア等多くの方々や団体の協力の下、「地域ささえあい」による高齢者や障害者等の見守りが行われています。

障害のある人も障害のない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ社会）を実現するため、今後更なる地域福祉の促進が求められます。

【施策の目標】

少子・高齢化の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、利用者主体の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、今後も国や県の施策の動向を見据えながら、サービスの質の向上を図る取組を推進します。

また、国の第5次障害者基本計画でも数回にわたって記載されている「インクルーシブ」に着目し、インクルーシブ社会の推進を目標に取り入れています。本市の誇る地域力を生かした地域の社会資源や仕組みを基盤として、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進め、高齢者や障害者等の各分野を横断した連携や相談支援体制を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、インクルーシブ社会の実現に努めます。